

2月4日～10日は：

滋賀県 がんに向き合う週間

「がん」の悩み、

話してみませんか？

心配ごとや不安な気持ち、治療や副作用などについて、どなたでもお気軽にご相談できます。

■無料がん相談ホットライン（電話相談）

看護師や社会福祉士が無料で相談に応じます。

たとえば、「今後の生活のことが心配」「セカンドオピニオンとは？」「抗がん剤の副作用が不安」「家庭でできることは？」など何でもかまいません。

☎03-3541-7830 ※予約不要

毎日（年末年始を除く）10時～13時 15時～18時

◆問い合わせ先

公益財団法人 日本対がん協会

☎03-3541-4771



日本対がん協会
ホームページ

相談内容や個人情報の
保護は遵守します！



滋賀県健康づくりキャラクター
しがのハグ&クミ

がん患者のアピアランス 支援事業助成金について

町では、がん患者さんの就労等社会生活を応援するための、ウィッグ（かつら）や帽子、乳房補正具の購入費用の一部助成を行っています。

*助成対象者や対象となる用具等の詳細につきましては町ホームページをご覧ください。



町ホームページ
がん患者のアピアランス支援事業
助成金のご案内

★がんを予防するためには、一人ひとりが、がんを予防する生活を心がけるとともに検診を受け、がんの早期発見に努めることが大切です。令和7年度に町が実施するがん検診については、来年度全戸配布を予定しています「健診ガイド」（町ホームページにも掲載予定）をご確認いただくか、福祉保健課保健担当までお問い合わせください。



★子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診（胃内視鏡検査）については個別検診でも受けていただけます。（日野町の検診は2年に1回受けることができます。）

【子宮頸がん検診、乳がん検診】

：県内の指定医療機関で通年実施しています。町ホームページをご覧ください。



町ホームページ
乳がん検診
・子宮頸がん検診

【胃がん検診（胃内視鏡検査）】

：日野記念病院で実施しています。お申し込みの際は福祉保健課までご連絡ください。

◆問い合わせ先 福祉保健課 保健担当

☎0748-5216574

みんなで支えあう

国民健康保険

現在お持ちの保険証は有効期限までご利用いただけます

令和6年12月2日から保険証の新規発行が廃止されましたが、12月1日までに発行した保険証については、記載されている有効期限までお使いいただけます。

なお、現在お持ちの保険証の有効期限が切れる前に、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、お持ちでない方には「資格確認書」を郵送で交付します。

※有効期限が令和7年7月末の方には、令和7年7月中に送付予定です(令和7年7月末よりも前に有効期限が切れる方には、随時送付します)。

※詳細は町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

※社会保険にご加入中の方は、ご加入の保険者もしくは勤務先にお問い合わせください。

国民健康保険 人間ドック検診補助金の申請はお済みですか

35～74歳の国民健康保険加入者(国民健康保険税を滞納していない方が人間ドック検診を受けた場合、費用の一部助成があります。年度内(4月～3月)1回のみの助成となりますので、未申請の方は令和7年3月31日までに申請をしてください。

なお、令和6年度における国民健康保険特定健康診査または住民基本健康診査を受けた場合、当補助金の申請はできません。

【補助額】

人間ドック基本検査項目に要した費用の2分の1で、限度額は2万円。

※その他オプション(脳ドック、がん検診を除く)となる項目は、補助金の対象外です。

【申請に必要な書類】

- ①印鑑(スタンプ式でないもの)
- ②国民健康保険証または資格確認書
- ③人間ドックに要した費用の領収書
- ④人間ドック検診結果票
- ⑤質問票
- ⑥特定健康診査受診券
- ⑦振込先口座のわかるもの



口座振替による前納が大変お得です

国民年金保険料を口座振替で前納(納期未到来分をまとめて納付)すると、保険料の割引があります。

保険料の2年前納、1年前納、6か月前納のいずれかを希望、または、振替方法の変更を希望される場合は、マイナポータルから「ねんきんネット」にログインをして電子申請する方法と国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書、金融機関の届出印、通帳をご持参の上、口座振替を希望する金融機関(ゆうちょ銀行を含む)、または、日本年金機構草津年金事務所まで手続きする方法があります。なお、口座振替の手数料は不要です。

現在、口座振替を利用されており、これまでに前納の手続きをされた方は、引き続き決められた期日に前納分が口座振替されます。

なお令和7年1月から国民年金保険料の口座振替での2年前納について、初回振替時から当年度3月分保険料までは、毎月末日に振替(割引なし)をし、4月末にまとめて2年分の保険料を振替できる2年前納(4月開始)を選択できるようになります。ご利用される場合は2月末までに手続きが必要です。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

参考:口座振替を利用した場合の保険料額【令和6年度】

	振替内容	保険料	割引額
2年前納	4月分から翌々年3月分の保険料を4月末に振替	397,290円/2年	16,590円
1年前納	4月分から翌年3月分の保険料を4月末に振替	199,490円/1年	4,270円
6か月前納	4月分から9月分の保険料を4月末に、10月分から翌年3月分の保険料を10月末に振替	100,720円/6か月	1,160円
早割制度	毎月の保険料を当月末に振替	16,920円/1か月	60円
月振替	毎月の保険料を翌月末に振替	16,980円/1か月	割引なし

※振替開始の月に応じて割引額が変わります。

国民年金からのお知らせ

◆問い合わせ先

草津年金事務所
住民課 保険年金担当

077-5671-2220
0748-521-6584